

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月25日
【事業年度】	第39期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）
【会社名】	シャクリー・グローバル・グループ株式会社
【英訳名】	SHAKLEE GLOBAL GROUP, INC.
【代表者の役職氏名】	代表執行役 齋藤 匡司
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
【電話番号】	(03)3340-3601
【事務連絡者氏名】	経理部長 島立 直樹
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
【電話番号】	(03)3340-3625
【事務連絡者氏名】	経理部長 島立 直樹
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第35期 平成21年3月	第36期 平成22年3月	第37期 平成23年3月	第38期 平成24年3月	第39期 平成25年3月
売上高(百万円)	24,685	23,436	22,203	23,688	30,981
経常利益(百万円)	2,199	3,261	2,818	2,931	4,533
当期純利益(百万円)	1,341	2,847	1,574	1,535	2,780
包括利益(百万円)	-	-	529	1,479	4,471
純資産額(百万円)	3,573	5,056	5,221	6,706	11,176
総資産額(百万円)	30,884	30,527	28,846	30,553	40,529
1株当たり純資産額(円)	136.39	197.60	203.98	263.82	444.70
1株当たり当期純利益(円)	54.27	115.17	63.70	62.12	112.54
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	-	115.17	-	-	112.53
自己資本比率(%)	10.9	16.0	17.5	21.3	27.1
自己資本利益率(%)	31.8	69.0	31.7	26.6	31.8
株価収益率(倍)	11.70	5.51	6.51	8.24	7.24
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	3,076	4,172	2,645	3,282	5,522
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	758	364	333	560	831
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	1,656	2,049	875	1,313	1,275
現金及び現金同等物の期末残高(百万円)	5,271	6,807	8,285	9,662	13,939
従業員数(人)	650	636	669	798	1,005

(注) 1. 売上高には、消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。)が含まれておりません。

2. 第35期、第37期及び第38期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第35期 平成21年3月	第36期 平成22年3月	第37期 平成23年3月	第38期 平成24年3月	第39期 平成25年3月
売上高(百万円)	1,260	350	1,000	200	2,850
経常利益(百万円)	1,143	216	864	70	2,691
当期純利益(百万円)	1,143	256	1,068	111	2,729
持分法を適用した場合の投資 利益(百万円)	-	-	-	-	-
資本金(百万円)	1,296	1,296	1,296	1,296	100
発行済株式総数(千株)	25,920	25,920	25,920	25,920	25,920
純資産額(百万円)	4,524	4,004	4,708	4,824	7,553
総資産額(百万円)	4,598	4,442	4,756	4,912	7,636
1株当たり純資産額(円)	174.82	155.05	183.22	187.70	298.07
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	30.00 (15.00)	30.00 (15.00)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)
1株当たり当期純利益(円)	46.27	10.37	43.22	4.49	110.47
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益(円)	-	10.37	-	-	110.45
自己資本比率(%)	94.0	86.3	95.2	94.4	96.4
自己資本利益率(%)	27.8	6.3	25.6	2.4	45.5
株価収益率(倍)	13.7	61.2	9.6	113.9	7.4
配当性向(%)	64.8	289.3	0.0	0.0	0.0
従業員数(人)	0	0	0	0	0

(注) 1. 売上高には、消費税等が含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため記載しておりません。

3. 当社は、第35期、第37期及び第38期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は記載しておりません。

2【沿革】

年月	沿革
昭和50年5月	米国のシャクリーコーポレーションの100%子会社であるシャクリーコーポレーションピー・ブイの全額出資により、日本における栄養補給食品の将来性に着目して、栄養補給食品を主要製品として、主原料を米国シャクリーコーポレーションより輸入し、愛用者（シャクリーファミリー）に販売することを目的として「日本シャクリー株式会社」を設立。
昭和50年8月	家庭用クリーナーの販売を開始。
昭和50年9月	基礎栄養食品の販売を開始。
昭和53年1月	パーソナルケア製品の販売を開始。
昭和54年10月	シャクリー工業日本株式会社の株式を取得し、同社を当社の生産部門を担当する子会社とする。
昭和58年4月	シャクリー工業日本株式会社の新工場を静岡県富士郡芝川町に竣工。
昭和58年5月	生理活性物質食品の販売を開始。
昭和59年12月	栄養飲料の販売を開始。
昭和60年1月	栄養志向食品の販売を開始。
昭和61年8月	社団法人日本証券業協会東京地区協会（現日本証券業協会）に店頭売買銘柄として登録。
昭和62年1月	スイス・プロクソ社との販売提携による口腔衛生器具の販売を開始。
昭和62年7月	ネスル株式会社（現ネスレ日本株式会社）との販売提携によるネスル製品の販売を開始。
平成元年2月	当社の支配株主であった米国のシャクリーコーポレーションの子会社が所有する当社株式全株が、山之内製薬株式会社に譲渡されたことにより、当社の親会社は山之内製薬株式会社となる。
平成元年8月	米国のディスカバリー・トイズInc. と合併会社（ディスカバリー・トイズ株式会社）を設立し、同社の教育玩具類と販売システムに基づき教育関連事業に進出。
平成5年12月	ディスカバリー・トイズ株式会社（平成6年5月 株式会社エクスコに社名変更）を100%子会社とする。ディスカバリー・トイズ製品の一部の販売を開始。
平成7年8月	株式会社エクスコを解散。
平成14年2月	当社の親会社山之内製薬株式会社が所有する当社株式を、山之内製薬株式会社の子会社山之内グループホールディングInc.（議決権所有割合100%）へ現物出資し、山之内グループホールディングInc. がその子会社山之内コンシューマーInc.（議決権所有割合100%）へ現物出資し、当社の親会社は3社となる。
平成15年3月	山之内製薬株式会社が山之内U.S.ホールディングInc.を設立し、山之内U.S.ホールディングInc. が山之内グループホールディングInc.の株式を100%所有した為、当社の親会社は4社となる。
平成16年5月	山之内製薬株式会社の子会社山之内コンシューマーInc.の所有する当社株式全株が、イノービスに譲渡されたことにより当社の親会社はイノービスとなる。 米国に設立した当社の100%子会社であるシャクリーU.S.ホールディングコーポレーションを通じ、米国のシャクリーコーポレーションを取得したことにより、同社及びその子会社も当社の子会社となる。
平成16年6月	当社の親会社であるイノービスが、シャクリー・ワールドワイド・エルエルシーに社名変更。
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成16年12月	当社は、会社分割により持株会社に移行し、社名をシャクリー・グローバル・グループ株式会社に変更。 子会社として、日本シャクリー株式会社を設立。
平成17年3月	当社の親会社シャクリー・ワールドワイド・エルエルシーが所有する当社の株式が、シルバー・ファミリー・ホールディングス・エルエルシー及びRHJインターナショナル エスエーの100%子会社であるRHJシャクリー・ホールディングの2社の保有となる。
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（現 大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード））に上場。
平成23年9月	本社を現在地に移転。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる主な事業内容と企業集団を構成する各会社の当該事業における位置づけの概要は次のとおりであります。

[栄養補給食品、パーソナルケア製品及びホームケア製品] 会社総数 27社

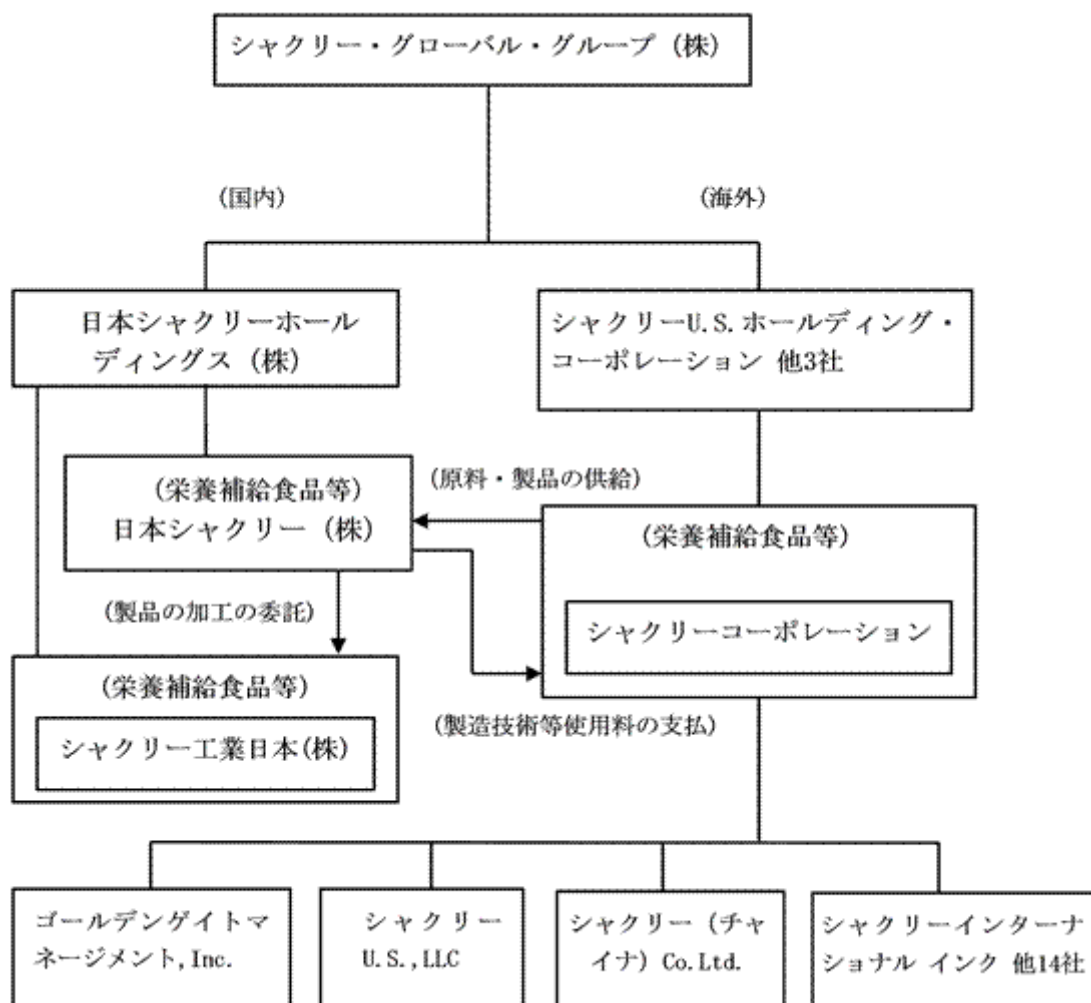
当社グループはシャクリー・グローバル・グループ（株）を持株会社とし、その傘下に各事業会社を配置しております。

（国内）日本シャクリー（株）が、シャクリーファミリー（スーパーバイザー、ディストリビューター及びメンバーで構成）を通じて、国内の消費者へ販売しております。

なお、原料及び製品の一部をシャクリーコーポレーションより購入し、製造技術等使用料を支払っております。また、シャクリー工業日本(株)へは製品の加工を委託しております。

（海外）シャクリーコーポレーションが製造し、北米、アジア地域においてシャクリーファミリーを通じて消費者へ販売しております。

以上に述べた当社グループの概要図は次のとおりであります。



（注）当社の連結子会社の日本シャクリー株式会社は、平成25年3月1日を効力発生日として、全事業を同社の完全子会社である新日本シャクリー株式会社（平成24年12月18日設立）に対し吸収分割により承継いたしました。また、平成25年3月1日付をもって、分割会社は「日本シャクリーホールディングス株式会社」に、承継会社は「日本シャクリー株式会社」にそれぞれ商号を変更いたしました。

4【関係会社の状況】

連結子会社

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
日本シャクリーホールディングス(株) (注1,2)	東京都新宿区西新宿	100百万円	日本持株会社	100.0	役員の兼任5名
日本シャクリー(株)(注1,2)	東京都新宿区西新宿	100百万円	栄養補給食品等の製造販売	100.0 (100.0)	役員の兼任5名
シャクリーU.S.ホールディングコーポレーション(注1)	米国カリフォルニア州	30百万米ドル	米国持株会社	100.0	役員の兼任1名
シャクリー工業日本(株)(注1)	静岡県富士宮市上柚野	30百万円	栄養補給食品の加工	100.0 (100.0)	-
シャクリーコーポレーション(注1)	米国カリフォルニア州	1米ドル	栄養補給食品等の製造販売	100.0 (100.0)	役員の兼任2名
シャクリーU.S.,LLC (注1,2)	米国カリフォルニア州	1米ドル	栄養補給食品等の販売	100.0 (100.0)	役員の兼任1名
シャクリーインターナショナル インク	米国カリフォルニア州	45米ドル	栄養補給食品等の販売	100.0 (100.0)	役員の兼任1名
シャクリー(チャイナ)Co.Ltd.(注4)	中国北京市	80百万円	栄養補給食品等の製造販売	100.0 (100.0)	役員の兼任1名
その他18社					

(注)1. 特定子会社に該当しております。

2. 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えているが、それぞれのセグメントの売上高に占める当該連結子会社の売上高の割合が100分の90を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4. シャクリー(チャイナ)Co.Ltd.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	10,291百万円
	(2) 経常利益	2,515百万円
	(3) 当期純利益	1,767百万円
	(4) 純資産額	2,785百万円
	(5) 総資産額	10,110百万円

その他の関係会社

(有価証券報告書提出日現在)

その他の関係会社	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の被所有割合(%)	関係内容
RHJインターナショナル エスエー	ベルギー国ブリュッセル	604百万ユーロ	持株会社	42.8	-
シルバー・ファミリー・ホールディングス・エルエルシー	米国デラウェア州	1百万米ドル	持株会社	40.9 (8.1)	役員の兼任1名

(注)議決権の被所有割合の()内は、間接被所有割合で内数であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成25年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
日本	137
北米	372
その他アジア	496
合計	1,005

(注) 従業員数が前事業年度に比べ207名増加したのは、中国を中心としたアジアの事業拡大によるものであります。

(2) 提出会社の状況

当社は純粋持株会社のため従業員はおりません。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは、労働組合は結成されておりませんが、労使関係については良好であり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度における我が国経済は、海外景気の減速懸念などから低調に推移しましたが、年度後半にかけては、政府の景気・金融政策の効果などにより、景気回復へ向かうことが期待される状況となりました。

このような状況のもと、当社グループは、新規メンバー増加のための販売促進活動、セールスリーダーの育成に引き続き力を注いでまいりました。

当期の当社グループの売上高は、アジア地域の大幅な増加により総売上高55,681百万円（前年同期比31.1%増加）、純売上高（売上割戻差引後）30,981百万円（前年同期比30.8%増加）となりました。

営業利益は5,168百万円（前年同期比42.7%増加）となりました。

販売やマーケティング活動に対する投資を行ったことによる費用増加があったものの、アジア地域の業績の大幅な増加により増益となりました。

経常利益は4,533百万円（前年同期比54.6%増加）、当期純利益は2,780百万円（前年同期比81.2%増加）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動によるキャッシュ・フローが5,522百万円、投資活動によるキャッシュ・フローが831百万円、財務活動によるキャッシュ・フローが1,275百万円だったことにより4,277百万円増加し、当連結会計年度末には13,939百万円（前年同期比44.3%増）となりました。その内訳は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、5,522百万円（対前期比2,240百万円増）となりました。

主な増加要因は税金等調整前当期純利益と減価償却費、のれん償却額であり、主な減少要因は法人税等の支払、たな卸資産の増加等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、831百万円（同271百万円増）となりました。

これは主に有形・無形固定資産の取得等のための支出によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、1,275百万円（同38百万円減）となりました。

これは主に長期借入金やリース債務の返済による支出等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	前年同期比(%)
日本(百万円)	12,410	99.5
北米(百万円)	24,555	108.9
合計(百万円)	36,966	105.6

(注) 1. 金額は当社グループの販売価格(売上割戻高控除前)換算で表示しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 日本、北米以外のその他の地域は金額が小さいため除いております。

(2) 受注状況

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	前年同期比(%)
日本(百万円)	6,933	97.8
北米(百万円)	11,836	103.9
その他アジア(百万円)	12,211	234.6
合計(百万円)	30,981	130.8

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には消費税

等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社グループの世界的なビジネスは、今後とも世界的な景気後退や不安定な経済状況の影響を受け続けることとなります。

さらに世界の多くの国で景気活性化策としてとられている財政による景気刺激策は、次年度において更なるインフレ要因となり、当社グループのコストを上昇させる要因ともなりかねません。

また、業界内でのさらなる厳しい競争、その他の業界からの競争者の参入による競争の激化は、当社グループの今後の売上、収益に大きな影響となります。

勿論、引続き、当社グループはメンバーに対し新製品と付加価値を提供するとともに、営業基盤を強化し、売上増加に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財務状況などに影響を及ぼす恐れのあるリスクには以下のようなものがあります。なお、下記の項目で将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

財務状況に関するリスク

当社グループでは、当連結会計年度末で、12,266百万円の借入金があります。日米の経済状況の変化による金利の高騰や、為替レートの変動があった場合には、当社の収益に影響を及ぼす恐れがあります。

法律や規制の変更によるリスク

当社グループでは、栄養補給食品を主力の商品として扱っておりますので、常に厳しい規制、管理のもとで業務を行っております。そのため将来における法律、規制、政策などの変更ならびに、それらによって発生する制度や慣習の変化が、当社グループの業務遂行や収益に影響を及ぼす恐れがあります。

商品及び原料の調達に関するリスク

当社グループが販売する栄養補給食品などの加工を委託しているメーカーや原材料を購入しているメーカーなどに何らかのトラブルがあり、当社グループが要望している納期、及び数量に著しい変化が生じた場合、当社グループの業務遂行や収益に影響を及ぼす恐れがあります。

海外事業に関するリスク

当社グループは海外市場において、国際的な成長機会の達成に対する参入障壁に直面しております。当期末現在、現金及び預金の主要な部分は中国を含むアジア地域で保有しておりますが、為替管理、各国の税制、輸出入規則、経済的、社会的、政治的リスクにより影響を受ける可能性があります。また現時点では親会社への現金による配当については一部制限されております。

当社グループでは、これらのリスクを十分に把握し、常にその状況を想定し、諸施策を図ることによりリスクの最小化に努めております。

5【経営上の重要な契約等】

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

6【研究開発活動】

当社グループは、栄養補給食品、パーソナルケア製品、ホームケア製品を中心に、市場のニーズや社会環境の変化を先取りし、かつ、他社との差別化を図った新製品の開発や既存製品のリニューアルに積極的に取り組んでおります。また、日米で緊密な連携・協力関係を保って、研究開発を効率的に進めております。

なお、当連結会計年度における研究開発費の総額は、467百万円となっております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（1）財政状態

当連結会計年度末の資産につきましては、主に現金及び預金が4,279百万円増加、売掛金889百万円、棚卸資産1,028百万円、その他の流動資産1,613百万円、有形・無形固定資産が1,561百万円それぞれ増加しました。その結果、総資産は前連結会計年度末に比べ9,976百万円の増加となりました。

負債につきましては、買掛金1,151百万円、未払売上割戻金1,669百万円、未払法人税1,110百万円、未払費用725百万円の増加等により、総負債は前連結会計年度末に比べ5,506百万円の増加となりました。

純資産につきましては、当期純利益2,780百万円及び、為替の影響により、為替換算調整勘定が1,686百万円増加したこと等により、純資産は前連結会計年度末に比べ4,470百万円増加となりました。

キャッシュ・フローにつきましては、当連結会計年度末における現金及び現金同等物残高は、13,939百万円で、期首残高に比較して4,277百万円（前年同期比44.3%増）の増加となりました。

これは営業活動によるキャッシュ・フローが5,522百万円、投資活動によるキャッシュ・フローが 831百万円、財務活動によるキャッシュ・フローが 1,275百万円だったことによるものです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益5,078百万円、減価償却費764百万円、のれん償却額456百万円等による増加に対し、法人税等の支払い1,525百万円があり、5,522百万円となりました。

また、投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得371百万円、無形固定資産の取得473百万円により831百万円となり、財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済893百万円、リース債務の返済378百万円等により 1,275百万円となりました。

（2）経営成績

経営成績及びその分析につきましては、第2「事業の状況」1.「業績等の概要」、3.「対処すべき課題」、4.「事業等のリスク」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、研究開発力及び生産力の強化と効率化、販売力の強化、業務の効率化を目的とした設備投資を継続的に実施しております。当連結会計年度の設備投資額は、846百万円（有形固定資産計上ベース）となりました。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

平成25年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 (百万円)	車両運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
日本シャク リー株式会社	(東京都新 宿区西新 宿)	栄養補給 食品等	全社統括 業務施設	87	0	787	-	51	926	106
シャクリー工 業日本株式会 社	(静岡県富 土宮市上 柚野)	栄養補給 食品等	生産設備	16	12	-	-	1	30	31

(注) 1. 各資産の金額は、有形固定資産の帳簿価額であります。

2. 日本シャクリー株式会社の「その他」の内訳は、工具、器具及び備品51百万円であります。シャクリー工業日本株式会社の「その他」の内訳は、工具、器具及び備品1百万円であります。

3. 主要な貸与固定資産の内訳は以下の通りです。

貸与機械装置

特定外注先に対し当社製品の製造のために貸与している機械装置等であります。

貸与車両

スーパーバイザーに対して貸与している車両787百万円があります。

(3) 在外子会社

平成25年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 (百万円)	車両運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
シャクリー コーポレー ション	(米国カリ フォルニ ア州)	栄養補給 食品等	その他設 備	1,490	532	0	-	439	2,462	868

(注) 1. 各資産の金額は、有形固定資産の帳簿価額であります。

2. 帳簿価額の「その他」の内訳は、工具、器具備品及び建設仮勘定であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	25,920,000	25,920,000	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	-
計	25,920,000	25,920,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

1)旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定及び平成16年6月24日定時株主総会決議、平成17年6月29日定時株主総会決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年9月22日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	10,000	10,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000	10,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,430	同左
新株予約権の行使期間	自平成16年10月1日 至平成26年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,430 資本組入額 715	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部は行使できないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成17年6月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	8,000	8,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000	8,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,050	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月8日 至平成27年7月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,050 資本組入額 525	同左
新株予約権の行使の条件	(1)各新株予約権の一部は行使できないものとする。(2)被割当者は、権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者の地位にあることを要する。(3)この他の条件は、別途定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的となる株式数を調整します。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、合併・会社分割を行う場合等は、行使価額の調整事由が生じた場合にも、適切に調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割} \cdot \text{併合の比率})$$

2) 会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,036,800	1,036,800
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,036,800	1,036,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,313	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成28年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,313 資本組入額 657	同左
新株予約権の行使の条件	(1)各新株予約権の一部は行使できないものとする。(2)被割当者は、権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。(3)この他の条件は、別途定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。	同左

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。 調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>	同左

平成18年6月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	247,430	247,430
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	247,430	247,430
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,071	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成28年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,071 資本組入額 536	同左
新株予約権の行使の条件	(1)各新株予約権の一部は行使できないものとする。(2)被割当者は、権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。(3)この他の条件は、別途定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。	同左

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>	同左

平成21年8月12日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	100,000	100,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000	100,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	747	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年8月18日 至平成31年8月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 747 資本組入額 374	同左
新株予約権の行使の条件	(1)各新株予約権の一部は行使できないものとする。(2)被割当者は、権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。(3)この他の条件は、別途定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。	同左

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>	同左

平成22年2月9日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	50,000	50,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000	50,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	598	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年3月2日 至平成32年3月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 598 資本組入額 299	同左
新株予約権の行使の条件	(1)各新株予約権の一部は行使できないものとする。(2)被割当者は、権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。(3)この他の条件は、別途定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。	同左

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>	同左

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的となる株式数を調整します。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、合併・会社分割を行う場合等は、行使価額の調整事由が生じた場合にも、適切に調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成25年3月27日 (注)	-	25,920,000	1,196,000	100,000	-	-

(注) 会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金を減少し、その他資本剰余金に振替えたものです。

(6) 【所有者別状況】

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 1,000株)							単元未満 株式の状 況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	7	13	13	-	1,037	1,073	-
所有株式数 (単元)	-	120	10	88	21,803	-	3,780	25,801	119,000
所有株式数の割合 (%)	-	0.47	0.04	0.34	84.50	-	14.65	100.0	-

(注) 自己株式1,212,900株は、「個人その他」欄に1,212単元及び「単元未満株式の状況」欄に900株を含めて記載しております。

(7)【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
アールエイチジェイ・インターナショナル・エスエイ (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	Avenue Louise 326,1050 Brussels,Belgium (東京都中央区月島四丁目16番13号)	10,531	40.62
シルバー・ファミリー・ホールディングス・エルエルシー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	Corporation Trust Company 1209 Orange Street Corporation Trust Center Wilmington, Delaware 19801 USA (東京都中央区月島四丁目16番13号)	8,069	31.13
ジェーピーモルガンチェースバンク380055 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	270 Park Avenue,New York,NY10017,United States of America (東京都中央区月島四丁目16番13号)	1,987	7.66
シャクリー・グローバル・グループ株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号	1,212	4.67
プロスペクト ジャパン ファンド リミテッド (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	Trafalgar Court,Les Banques,St.Peter Port,Guernsey Channel Islands,U.K. (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,098	4.23
日本シャクリー取引先持株会	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号	570	2.20
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	100	0.38
CGML - IPB CUST OMER COLLATER AL ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式会社 証券業務部)	Citigroup Centre,Canada Square,Canary Wharf,London E14 5LB (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	88	0.33
小林忠義	栃木県宇都宮市	50	0.19
東京トヨペット株式会社	東京都港区芝浦四丁目8番3号	34	0.13
計	-	23,742	91.59

(注) 1. 所有株式数は1,000株未満を切り捨てて表示しております。

2. 前事業年度末において主要株主であったアールエイチジェイ・シャクリー・ホールディングは、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,212,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 24,589,000	24,589	-
単元未満株式	普通株式 119,000	-	-
発行済株式総数	25,920,000	-	-
総株主の議決権	-	24,589	-

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
シャクリー・グローバル・グループ株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号	1,212,000	-	1,212,000	4.67
計	-	1,212,000	-	1,212,000	4.67

(9) 【ストックオプション制度の内容】

旧商法及び会社法に基づき、当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成16年6月24日、平成17年6月29日、平成18年6月29日、平成21年6月23日、平成22年6月23日、平成23年6月21日、平成25年6月25日開催の当社定時株主総会において特別決議されたものであります。

(平成16年6月24日定時株主総会決議)

決議年月日	平成16年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者(「適格対象者」とする。(なお、発行対象者には、当社の通常の業務の過程で適格対象者となる者、当社又は当社の子会社による企業買収取引の過程で適格対象者となる者及び現在適格対象者であり且つ適格対象者であり続ける者が含まれる。))
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	2,600,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たりの行使価額は、新株予約権の発行日の前3ヶ月間の各日(取引が成立していない日を除く。)のジャスダック市場における当社株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)と新株予約権の発行日に入手可能な最も新しいジャスダック市場における当社株式の普通取引の終値の低い方とする。当社が株式分割または株式併合を行う場合には、1株当たりの行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。調整後行使価額=調整前行使価額×(1/分割・併合の比率)上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株当たりの行使価額を適切に調整できるものとする。
新株予約権の行使期間	新株予約権の発行日から発行日より10年後の日まで。 ただし、新株予約権は、発行日から4年間、毎年25%ずつ行使可能になるが、発行日から10年経過した日以降は行使することはできない。
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部は行使できないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成17年6月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者(「適格対象者」とする。(なお、発行対象者には、当社の通常の業務の過程で適格対象者となる者、当社又は当社の子会社による企業買収取引の過程で適格対象者となる者及び現在適格対象者であり且つ適格対象者であり続ける者が含まれる。))
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,365,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たりの行使価額は、新株予約権の発行日の前3ヶ月間の各日(取引が成立していない日を除く。)のジャスダック市場における当社株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)と新株予約権の発行日に入手可能な最も新しいジャスダック市場における当社株式の普通取引の終値の低い方とする。 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、1株当たりの行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率) 上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株当たりの行使価額を適切に調整できるものとする。
新株予約権の行使期間	新株予約権の発行日から発行日より10年後の日まで。 ただし、新株予約権は、本新株予約権の発行日の2年後の日が付与された新株予約権の総数の33.3%が、本新株予約権の発行日の3年後の日が付与された新株予約権の総数の33.3%が、本新株予約権の発行日の4年後の日が付与された新株予約権の33.4%が行使可能になるが、発行日から10年経過した日以降は行使することはできない。
新株予約権の行使の条件	(1)各新株予約権の一部は行使できないものとする。(2)被割当者は、権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者の地位にあることを要する。(3)この他の条件は、当社と被割当者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成17年6月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	将来の当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者(「適格対象者」とする。(なお、発行対象者には、当社の通常の業務の過程で適格対象者となる者、当社又は当社の子会社による企業買収取引の過程で適格対象者となる者及び現在適格対象者であり且つ適格対象者であり続ける者が含まれる。))なお、本新株予約権は、当社及び当社子会社の現時点における取締役及び執行役には付与されません。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	600,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	各新株予約権の1株当たりの行使価額は1円とする。
新株予約権の行使期間	新株予約権の発行日の3年後の日に付与された新株予約権の総数の33.3%が、本新株予約権の発行日の4年後に付与された新株予約権の総数の33.3%が、本新株予約権の発行日の5年後の日に付与された新株予約権の33.4%がそれぞれ行使可能になる。
新株予約権の行使の条件	(1)各新株予約権の一部は行使できないものとする。 (2)被割当者は、権利行使可能となった時点において当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者の地位にあることを要する。また、発行日から10年を経過した日以降は行使することはできない。 (3)新株予約権の行使により取得した株式の譲渡については、新株予約権の発行日から5年後の日までは、当社取締役会の承認を要するものとする。 (4)この他の条件は、当社と被割当者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成18年6月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者(「適格対象者」とする。(なお、発行対象者には、当社の通常の業務の過程で適格対象者となる者、当社又は当社の子会社による企業買収取引の過程で適格対象者となる者及び現在適格対象者であり且つ適格対象者であり続ける者が含まれる。))
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	790,770
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たりの行使価額は、本新株予約権の割当日に入手可能な最も新しいジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値とする。 当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率) 上記の他、本新株予約権の割当日後に、当社について株式又は新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会がその判断において行使価額を適切に調整することができる。
新株予約権の行使期間	本新株予約権の割当日から10年後の応当日まで。 ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の4年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。
新株予約権の行使の条件	(1) 1個の新株予約権の一部のみを行使することはできない。 (2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。 (3) この他の条件は、当社と新株予約権者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。 この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>
---------------------------------	--

(平成18年6月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者(「適格対象者」とする。(なお、発行対象者には、当社の通常の業務の過程で適格対象者となる者、当社又は当社の子会社による企業買収取引の過程で適格対象者となる者及び現在適格対象者であり且つ適格対象者であり続ける者が含まれる。))
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	400,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	各新株予約権の1株当たりの行使価額は1円とする。
新株予約権の行使期間	新株予約権が行使可能となった日から、行使可能となった日が存する事業年度の末日の2ヶ月と2週間後の日まで。 ただし、本新株予約権は、付与された新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、付与された新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の4年後の応当日に、付与された新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の5年後の応当日に、それぞれ行使可能になる。
新株予約権の行使の条件	(1) 1個の新株予約権の一部のみを行使することはできない。 (2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。また、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。 (3) 行使可能となった本新株予約権は、行使可能となった日を含む当社の事業年度の末日(現在は3月31日)から2ヶ月と2週間後の日までに行使されなければならない。 (4) 本新株予約権の行使により取得した株式の譲渡については、本新株予約権の割当日から5年後の応当日までは、当社取締役会の承認を要する。 (5) この他の条件は、当社と新株予約権者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。 この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--

(平成18年6月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者(「適格対象者」とする。(なお、発行対象者には、当社の通常の業務の過程で適格対象者となる者、当社又は当社の子会社による企業買収取引の過程で適格対象者となる者及び現在適格対象者であり且つ適格対象者であり続ける者が含まれる。))
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,036,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たりの行使価額は、1,313円と本新株予約権の割当日に入手可能な最も新しいジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値の高い方とする。 当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率) 上記の他、本新株予約権の割当日後に、当社について株式又は新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会がその判断において行使価額を適切に調整することができる。
新株予約権の行使期間	本新株予約権の割当日から10年後の応当日まで。 ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の1年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。
新株予約権の行使の条件	(1) 1個の新株予約権の一部のみを行使することはできない。 (2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。 (3) この他の条件は、当社と新株予約権者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。 この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>
---------------------------------	--

(平成18年6月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者(「適格対象者」とする。(なお、発行対象者には、当社の通常の業務の過程で適格対象者となる者、当社又は当社の子会社による企業買収取引の過程で適格対象者となる者及び現在適格対象者であり且つ適格対象者であり続ける者が含まれる。))
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	372,430
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たりの行使価額は、1,071円と本新株予約権の割当日に入手可能な最も新しいジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値の高い方とする。 当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率) 上記の他、本新株予約権の割当日後に、当社について株式又は新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会がその判断において行使価額を適切に調整することができる。
新株予約権の行使期間	本新株予約権の割当日から10年後の応当日まで。 ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の1年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。
新株予約権の行使の条件	(1) 1個の新株予約権の一部のみを行使することはできない。 (2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。 (3) この他の条件は、当社と新株予約権者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。 この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--

(平成21年6月23日定時株主総会決議)

決議年月日	平成21年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社(海外子会社を含む。以下同じ。)の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者とする。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,000,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>1株当たりの行使価額は、割当日(ただし、同日が取引日でない場合は直前の取引日とする。)のジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値とする。なお、「取引日」とは、ジャスダック証券取引所において当社普通株式の普通取引の終値が存在する日をいう。</p> <p>当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p style="text-align: center;">調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率)</p> <p>上記の他、本新株予約権の割当日後に、当社について株式又は新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会がその判断において行使価額を適切に調整することができる。</p>
新株予約権の行使期間	<p>本新株予約権の割当日から10年後の応当日まで。</p> <p>ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の4年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 1個の新株予約権の一部のみを行使することはできない。</p> <p>(2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。</p> <p>(3) この他の条件は、当社と新株予約権者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。</p> <p>この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。</p>

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--

(平成21年6月23日定時株主総会決議)

決議年月日	平成21年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社(海外子会社を含む。以下同じ。)の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者とする。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,482,230
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>1株当たりの行使価額は、割当日(ただし、同日が取引日でない場合は直前の取引日とする。)のジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値とする。なお、「取引日」とは、ジャスダック証券取引所において当社普通株式の普通取引の終値が存在する日をいう。</p> <p>当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p style="text-align: center;">調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率)</p> <p>上記の他、本新株予約権の割当日後に、当社について株式又は新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会がその判断において行使価額を適切に調整することができる。</p>
新株予約権の行使期間	<p>本新株予約権の割当日から10年後の応当日まで。</p> <p>ただし、本新株予約権は、割当日に行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 1個の新株予約権の一部のみを行使することはできない。</p> <p>(2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。</p> <p>(3) この他の条件は、当社と新株予約権者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。</p> <p>この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。</p>

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--

(平成21年6月23日定時株主総会決議)

決議年月日	平成21年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社(海外子会社を含む。以下同じ。)の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者とする。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	112,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>1株当たりの行使価額は、割当日(ただし、同日が取引日でない場合は直前の取引日とする。)のジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値とする。なお、「取引日」とは、ジャスダック証券取引所において当社普通株式の普通取引の終値が存在する日をいう。</p> <p>当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p style="text-align: center;">調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率)</p> <p>上記の他、本新株予約権の割当日後に、当社について株式又は新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会がその判断において行使価額を適切に調整することができる。</p>
新株予約権の行使期間	<p>本新株予約権の割当日から10年後の応当日まで。</p> <p>ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の66.6%が本新株予約権の割当日に、付与された本新株予約権の総数の33.4%が本新株予約権の割当日の1年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 1個の新株予約権の一部のみを行使することはできない。</p> <p>(2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。</p> <p>(3) この他の条件は、当社と新株予約権者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。</p> <p>この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。</p>

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>
---------------------------------	--

(平成22年6月23日定時株主総会決議)

決議年月日	平成22年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社(海外子会社を含む。以下同じ。)の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者とする。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,412,230
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>1株当たりの行使価額は、割当日(ただし、同日が取引日でない場合は直前の取引日とする。)の大阪証券取引所の開設するJASDAQにおける当社の普通株式の普通取引の終値とする。なお、「取引日」とは、大阪証券取引所の開設するJASDAQにおいて当社普通株式の普通取引の終値が存在する日をいう。</p> <p>当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率)</p> <p>上記の他、本新株予約権の割当日後に、当社について株式又は新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会がその判断において行使価額を適切に調整することができる。</p>
新株予約権の行使期間	<p>本新株予約権の割当日から10年後の応当日(同日を含まない。)まで。</p> <p>ただし、本新株予約権は、割当日に行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 1個の新株予約権の一部のみを行使することはできない。</p> <p>(2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。</p> <p>(3) この他の条件は、当社と新株予約権者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。</p> <p>この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。</p>

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--

(平成23年6月21日定時株主総会決議)

決議年月日	平成23年6月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社(海外子会社を含む。以下同じ。)の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者とする。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,408,230
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>1株当たりの行使価額は、割当日(ただし、同日が取引日でない場合は直前の取引日とする。)の大阪証券取引所の開設するJASDAQにおける当社の普通株式の普通取引の終値とする。なお、「取引日」とは、大阪証券取引所の開設するJASDAQにおいて当社普通株式の普通取引の終値が存在する日をいう。</p> <p>当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率)</p> <p>上記の他、本新株予約権の割当日後に、当社について株式又は新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会がその判断において行使価額を適切に調整することができる。</p>
新株予約権の行使期間	<p>本新株予約権の割当日から10年後の応当日(同日を含まない。)まで。</p> <p>ただし、本新株予約権は、割当日に行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 1個の新株予約権の一部のみを行使することはできない。</p> <p>(2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。</p> <p>(3) この他の条件は、当社と新株予約権者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。</p> <p>この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。</p>

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--

(平成23年6月21日定時株主総会決議)

決議年月日	平成23年6月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社(海外子会社を含む。以下同じ。)の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者とする。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	100,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>1株当たりの行使価額は、割当日(ただし、同日が取引日でない場合は直前の取引日とする。)の大阪証券取引所の開設するJASDAQにおける当社の普通株式の普通取引の終値とする。なお、「取引日」とは、大阪証券取引所の開設するJASDAQにおいて当社普通株式の普通取引の終値が存在する日をいう。</p> <p>当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$ <p>上記の他、本新株予約権の割当日後に、当社について株式又は新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会がその判断において行使価額を適切に調整することができる。</p>
新株予約権の行使期間	<p>本新株予約権の割当日から10年後の応当日(同日を含まない。)まで。</p> <p>ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が平成23年8月18日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が平成24年8月18日に、付与された本新株予約権の33.4%が平成25年8月18日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 1個の新株予約権の一部のみを行使することはできない。</p> <p>(2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。</p> <p>(3) この他の条件は、当社と新株予約権者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。</p> <p>この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。</p>

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--

(平成23年6月21日定時株主総会決議)

決議年月日	平成23年6月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社(海外子会社を含む。以下同じ。)の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者とする。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	50,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>1株当たりの行使価額は、割当日(ただし、同日が取引日でない場合は直前の取引日とする。)の大阪証券取引所の開設するJASDAQにおける当社の普通株式の普通取引の終値とする。なお、「取引日」とは、大阪証券取引所の開設するJASDAQにおいて当社普通株式の普通取引の終値が存在する日をいう。</p> <p>当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率)</p> <p>上記の他、本新株予約権の割当日後に、当社について株式又は新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会がその判断において行使価額を適切に調整することができる。</p>
新株予約権の行使期間	<p>本新株予約権の割当日から10年後の応当日(同日を含まない。)まで。</p> <p>ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が平成24年3月2日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が平成25年3月2日に、付与された本新株予約権の33.4%が平成26年3月2日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 1個の新株予約権の一部のみを行使することはできない。</p> <p>(2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。</p> <p>(3) この他の条件は、当社と新株予約権者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。</p> <p>この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。</p>

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--

(平成25年6月25日定時株主総会決議)

決議年月日	平成25年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社(海外子会社を含む。以下同じ。)の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者とする。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	50,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>1株当たりの行使価額は、割当日(ただし、同日が取引日でない場合は直前の取引日とする。)の大阪証券取引所の開設するJASDAQにおける当社の普通株式の普通取引の終値とする。なお、「取引日」とは、大阪証券取引所の開設するJASDAQにおいて当社普通株式の普通取引の終値が存在する日をいう。</p> <p>当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率)</p> <p>上記の他、本新株予約権の割当日後に、当社について株式又は新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会がその判断において行使価額を適切に調整することができる。</p>
新株予約権の行使期間	<p>本新株予約権の割当日から10年後の応当日(同日を含まない。)まで。</p> <p>ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が割当日の3年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が割当日の4年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 1個の新株予約権の一部のみを行使することはできない。</p> <p>(2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。</p> <p>(3) この他の条件は、当社と新株予約権者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。</p> <p>この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。</p>

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
株主総会(平成25年6月25日)での決議状況 (取得期間 平成25年6月25日～平成25年6月28日)	10,128,000	5,136,010
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存授権株式の総数及び価額の総額	10,128,000	5,136,010
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	5,153	3,782
当期間における取得自己株式	728	990

(注) 当期間における取得自己株式には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	1,212,900	-	1,213,628	-

(注) 当期間における保有自己株式には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡しによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主価値の向上を経営上の最重要課題のひとつとして認識しており、厳しい経営環境のもとにおいても、株主価値の向上を目的として、売上及び利益の向上、財務体質の改善など経営基盤の強化に努めております。

配当金につきましては、会社の今後の業績および将来の成長を図るための投資の必要性などを勘案し、適切な配当政策を検討しております。

なお当期末配当金につきましては、見送らせていただきましたが、来期配当金の予想につきましては上記事情を勘案し未定とさせていただきます。

また、毎事業年度における配当の回数は、当社定款において定められた中間配当、期末配当、その他であり、これらの配当等の決定機関は取締役会であります。

また当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第35期 平成21年3月	第36期 平成22年3月	第37期 平成23年3月	第38期 平成24年3月	第39期 平成25年3月
最高(円)	800	800	624	579	865
最低(円)	346	540	339	355	481

(注) 最高・最低株価は、平成22年4月1日より大阪証券取引所JASDAQにおけるものであり、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。それ以前はジャスダック証券取引所におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月
最高(円)	865	820	800	800	785	820
最低(円)	530	700	780	758	740	762

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5【役員の状況】

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		ロジャー・パー ネット	1964年9月27日生	1993年 アーケード・インク 社長 1997年 アーケード・インク 社長 兼CEO 1999年 ビューティー・ドットコム 会長兼 CEO 2001年 アクティバイテッド・ホールディ ングス・エルエルシー マネージン グ・パートナー 現在に至る 2004年 シャクリー・U, S . ホールディ ング コーポレーション 代表取締役 現在に至る 2004年 シルバー・ファミリー・ホール ディングス エルエルシー マネー ジング・ディレクター 現在に至る 2004年 日本シャクリー株式会社(現当 社) 取締役、代表執行役会長兼CEO 2004年 日本シャクリー株式会社(現日本 シャクリーホールディングス株式 会社) 取締役代表執行役CEO 2012年 当社取締役、代表執行役会長、社長 兼CEO 現在に至る 2012年 日本シャクリー株式会社(現日本 シャクリーホールディングス株式 会社) 取締役、代表執行役会長兼 CEO 現在に至る 2012年 新日本シャクリー株式会社(現日 本シャクリー株式会社) 取締役、代 表執行役会長兼CEO 現在に至る	1年	-
取締役		野宮 博	1949年12月24日生	1974年 三菱商事株式会社 鉄鉱部 1981年 三菱商事株式会社 投資管理部 マ ネージャー 1986年 Mitsubishi Euro-Africa S.A. (London) 投資マネージャー 1990年 MCF Financial Services Limited (London) マネージング・ディレク ター 1994年 三菱商事株式会社 コーポレート・ ファイナンス部部長代理 1996年 リップルウッドホールディングス L . L . C . (New York) インベストメ ント・エグゼクティブ 1999年 株式会社リップルウッド・ジャパ ン代表取締役 2005年 R H J インターナショナル・ジャ パン代表取締役 現在に至る 2006年 株式会社アルファパーチェス 取締 役 2006年 フェニックスリゾート株式会社 取 締役 2007年 ナイルス株式会社 取締役 2007年 コロンビアミュージックエンタテ インメント株式会社 取締役 2009年 当社取締役 現在に至る 日本シャクリー株式会社 取締役	1年	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		ポール・ハーレー	1964年6月27日生	1989年 サイプレスリサーチコーポレーション CEO兼取締役 1995年 アヴェオ・インク CEO兼取締役 2001年 アルセット・インク CEO兼取締役 2006年 イディーリ・インク CEO兼取締役 2010年 当社取締役 現在に至る 2010年 日本シャクリー株式会社(現日本シャクリーホールディングス株式会社) 取締役 現在に至る 2012年 イディーリ・インク取締役 現在に至る 2012年 新日本シャクリー株式会社(現日本シャクリー株式会社) 取締役現在に至る	1年	-
取締役		マイケル・ベイツェル	1966年12月22日生	1994年 アーサー・アンダーセン シニア・オーディター 1996年 フォルテ・ソフトウェア・インク FP&A テクニカル・アカウンティング 1999年 レビス・ソフトウェア CFO 2002年 ベントレー・ソフトウェア(レビス・ソフトウェアを買収)ディレクター M&A 2003年 VAソフトウェア VPコーポレート・コントローラー 2004年 ドラド・ネットワークス VPファイナンス アドミニストレーション 2007年 シャクリー・コーポレーション VPコントローラー 2009年 シャクリー・コーポレーション CFO代理 2010年 シャクリー・コーポレーション CFO 現在に至る 2011年 シャクリー・カナダ・インク ディレクター 現在に至る 2011年 シャクリー・プロダクツ(マレーシア)ディレクター 現在に至る 2012年 当社取締役 現在に至る	1年	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		レジャ・サベット	1964年12月16日生	1986年 ドレクセル・バーナム・ランバート 1988年 ベア・スターンズ・アンド・カンパニー ヴァイス・プレジデント 1990年 フラッグ・テレコム・リミテッド 共同創業者、取締役、ファイナンス・コミッティー・メンバー、ストラテジック・プランニング・ディレクター 1990年 ガルフ・アソシエイツ・インク マネージング・プリンシパル 現在に至る 2012年 新日本シャクリー株式会社(現日本シャクリー株式会社)取締役 現在に至る 2013年 日本シャクリー株式会社(現日本シャクリーホールディングス株式会社)取締役 現在に至る 2013年 当社取締役 現在に至る	1年	-
取締役		ジム・タナンバウム	1963年 5月 5日生	1991年 ゲルテックス・ファーマスティカルス 共同創業者、CEO兼取締役 1993年 シエラ・ベンチャーズ パートナー 1997年 セラヴァンス 共同創業者、取締役 2000年 プロスペクト・ベンチャーズ アンド 共同創業者、マネージング・ディレクター 2011年 フォアサイト・キャピタル・マネジメント・エルエルシー 創業者、CEO兼マネージング・ディレクター 現在に至る 2013年 当社取締役 現在に至る	1年	-
取締役		マーク・オストロフ	1957年 3月 8日生	1984年 ゴールドマン・サックス ヴァイス・プレジデント 1988年 モルガン・スタンレー シニア・ヴァイス・プレジデント 1990年 キッター・ビーボディー・アンド・カンパニー マネージング・ディレクター、アジア・インベストメント・バンキング部門長 1993年 グレイストーン・パートナーズ パートナー 共同創業者 1995年 ワイス・ベック・アンド・グリアー マネージング・ディレクター 1997年 ウォーターストーン・キャピタル プレジデント 2000年 ウェルスブレイス・インク プレジデント、創業者 2002年 ゼニス・パートナーズ プレジデント、共同創業者 2006年 カンター・フィッツジェラルド プレジデント、アセット・マネジメントC10 2009年 ラザード・ウェルス・マネジメント、プライベート・アドバイザリー部門長、マネージング・ディレクター 2011年 インターナショナル・アセット・マネジメント・リミテッド CEO現在に至る 2013年 当社取締役 現在に至る	1年	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		マイケル・デュピ リエ	1955年9月8日生	1983年 ドレクセル・バーナム・ランバ ート アソシエイト 1988年 ドレクセル・バーナム・ランバ ート ファースト・ヴァイス・プレジ デント、コーポレート・ファイナン ス部 1989年 クレイトン・デュピリエ&ライ ス 1989年 A P S 取締役 1990年 ピリオド・ファニチャー・カンパ ニー 取締役 1994年 デュピリエ&カンパニー マネー ジ ング・ディレクター 現在に至る 1994年 システック・インターナショナル ・インク 取締役 現在に至る 1995年 フェニックス・パッケージング・ カンパニー 取締役 1997年 オールド・ロンドン・フーズ 取締 役 1999年 マグネティック・データ・テクノ ロ ジーズ 取締役 2004年 オーディーシー・ニンバス・イン ク 取締役 現在に至る 2004年 ベルリン・インダストリーズ・イン ク 取締役 現在に至る 2005年 ディーシー・セイフティ・セール ス・カンパニー・インク 取締役 現在に至る 2008年 ブレティン・ニュース・エルエル シー 取締役 現在に至る 2010年 ブルーグラス・デアリーアンド フ ード・インク 取締役 現在に至 る 2012年 ナチュラル・システム・ユーティ リ ティーズ 取締役 現在に至る 2013年 当社取締役 現在に至る	1年	-
計						-

(注) 野宮 博、ポール・ハーレー、レジャ・サベット、ジム・タナンバウム、マーク・オフトロフ、マイケル・デュピ
リエは、社外取締役であります。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表執行役会 長兼CEO		ロジャー・パー ネット	(1)取締役の状況参照	(1)取締役の状況参照	1年	-
代表執行役		齋藤 匡司	1967年3月24日生	1992年 エクソン化学(株)入社 1999年 エクソン化学US本社 2004年 日本ロレアル(株)入社 2008年 日本ロレアルシンガポール事業本 部長 2011年 日本ロレアル(株)副事業本部長 2012年 同社退社 2012年 当社 代表執行役 現在に至る 2012年 日本シャクリー株式会社(現日本 シャクリーホールディングス株式 会社)取締役、代表執行役社長 現 在に至る 2012年 新日本シャクリー株式会社(現日 本シャクリー株式会社)取締役、 代表執行役社長 現在に至る	1年	-
執行役	管理本部長	湯田 芳久	1950年11月8日生	1973年 東洋信託銀行(現三菱UFJ信託銀 行)株式会社 入社 2004年 同社退社 2004年 日本シャクリー株式会社 入社 財 務部長兼企画部長 2005年 当社 執行役 現在に至る 当社 管理本部長 現在に至る 2005年 日本シャクリー株式会社(現日本 シャクリーホールディングス株式 会社)執行役 同社 管理本部長 2012年 日本シャクリー株式会社(現日本 シャクリーホールディングス株式 会社)常務執行役 現在に至る 2012年 新日本シャクリー株式会社(現日 本シャクリー株式会社)常務執行 役 現在に至る 同社 管理本部長 現在に至る	1年	-
計						-

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、健全で透明性が高く、かつ経営環境の変化に迅速、的確に対応できる経営体制の確立を重要な経営課題の一つに掲げております。特に、コンプライアンスにつきましては、経営者のみならず、全社員が認識し実践することが不可欠であると考えております。

このような視点の下、当社は、委員会設置会社の機関設計を採用し、業務執行機能の向上及び経営監督機能の強化を図っております。業務執行機能と経営監督機能との分離により、業務執行者である執行役は機動的かつ迅速な意思決定を行う一方、取締役会は経営に関する基本事項の決定および執行役の業務執行の監督に努めております。また、社外取締役を中心として構成される指名委員会、報酬委員会、監査委員会の各委員会は、経営の透明性を向上させ、コンプライアンス体制を構築する上で優れた統治機構であると考えております。

2) 会社の機関の内容

委員会設置会社として、取締役会、監査委員会、指名委員会、報酬委員会を設置している他、日常の業務執行については執行役に委任しております。取締役及び各委員会の委員は下記の通り社外取締役が過半数を占めております。当社の社外取締役は、法務・税務・会計・会社経営等に関する豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に生かすとともに、会社の決定を公正にし、効率的なものにする役割を担っております。

監査の状況について監査委員会は、必要に応じて取締役会その他の重要な会議の閲覧のほか、取締役及び執行役から重要な事項の報告を聴取しています。

また、会計監査人と監査の方針について打合せを行い、会計監査人との意見交換等を通じて、連結計算書類、計算書類及び附属明細書、事業報告、内部統制システム等につき検証しています。

監査委員会は必要に応じて、経営陣に対してコンプライアンス及びコーポレート・ガバナンス上の注意を促しています。

取締役会は8名、うち6名は社外取締役をもって構成しております。

監査委員会は4名、全て社外取締役をもって構成しております。

指名委員会は4名、うち3名は社外取締役をもって構成しております。

報酬委員会は4名、うち3名は社外取締役をもって構成しております。

執行役は3名、うち2名は代表執行役のうち1名は取締役を兼務しております。

また、監査委員会の補佐機関として、経営方針及び会社所定の体制に則って業務が遂行されているかを、公正な立場で評価、指摘する機能を持つ監査部を設けることができるものとしております。監査部は、独立性及び公正性を保つために、いずれの業務部門にも属さず、またいずれの執行役の管轄下にもなく、監査委員会直轄としており、各部門の業務プロセスの適正性、効率性をチェックします。

当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
業務執行社員	相澤 範忠	新日本有限責任監査法人
	田中 葉子	

* 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

* 同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士12名 会計士補等5名 その他12名

3) 社外取締役並びに選任状況に対する考え方

社外取締役野宮 博氏は、株式会社R H J インターナショナル・ジャパンの代表取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外取締役として選任しております。

社外取締役ポール・ハーレー氏は、イディーリ・インクのCEO兼取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外取締役として選任しております。

社外取締役レジャ・サベット氏は、ガルフ・アソシエイツ・インク マネージング・プリンシパルを兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外取締役として選任しております。

社外取締役ジム・タナンバウム氏は、フォアサイト・キャピタル・マネージメント・エルエルシーCEO兼マネージング・ディレクターを兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外取締役として選任しております。

社外取締役マーク・オストロフ氏は、インターナショナル・アセット・マネージメント・リミテッドCEOを兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外取締役として選任しております。

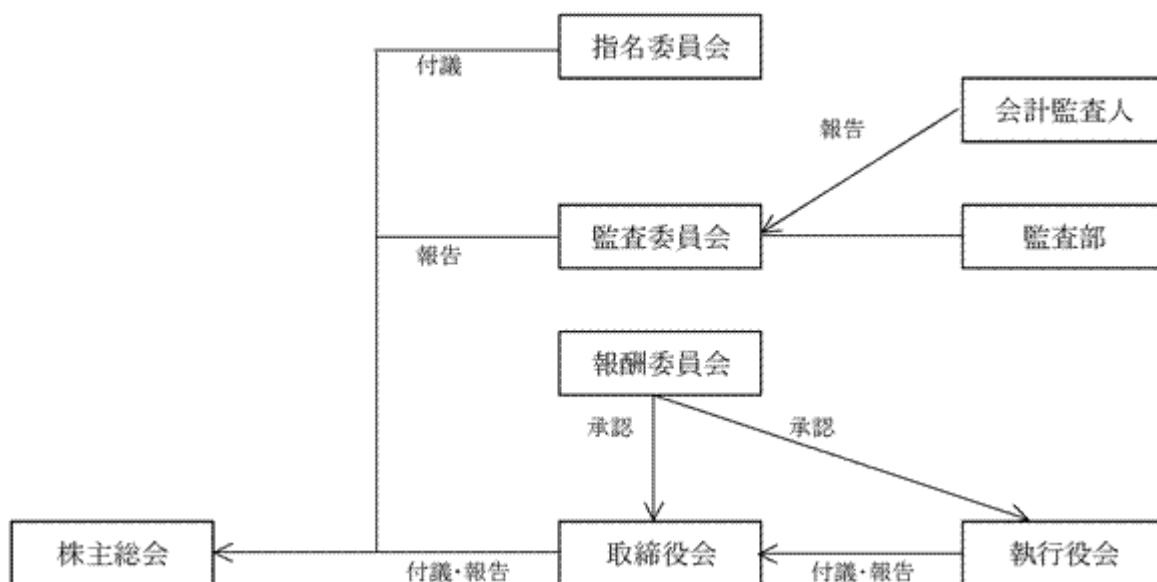
社外取締役マイケル・デュピリエ氏は、システック・インターナショナル・インク取締役、オーディーシー・ニンパス・インク取締役、ベルリン・インダストリーズ・インク取締役、ディーシー・セイフティ・セールカンパニー・インク取締役、プレティン・ニュース・エルエルシー取締役、ブルーグラス・デアリーアンドフード・インク取締役、及びナチュラル・システム・ユーティリティーズ取締役を兼務しておりますが、当社と当該他の会社等との間には特別な関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外取締役として選任しております。

なお、社外取締役の選任に当たりましては特段の基準又は方針等は設けておりません。

また、当社はポール・ハーレー氏を独立役員とする独立役員届出書を大阪証券取引所に届け出ております。

4) 会社の機関・内部統制の仕組み

仕組み図は以下の通りです。



5) 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社では、業務の適正を確保するための内部統制システムの整備を目的として、内部統制規則を制定しております。

経営方針に照らして、経営及び一般業務一切の活動と制度を独自の立場より評価、指摘することにより、会計記録の正確性と経営の信頼性を確保することを目的に監査部を設けることができるものとしております。

監査部は、独立性と公正さを保つために、どこの業務部門にも属さず、またいずれの執行役の管轄下にもなく、監査委員会直轄としており、各部門の業務プロセスの適正性、効率性をチェックします。

このほか、日常の業務遂行にあたり、法規制等については、法務部と関連部署によるダブルチェックを社内ルール化しており、また必要に応じて顧問弁護士、会計士等の社外専門家にアドバイスを受けるなど、法令遵守体制の徹底に務めています。

また反社会的勢力との関係遮断を内部統制システムに位置づけるため、規則の整備を行いました。

6) 役員報酬の内容

報酬委員会による取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針

取締役については、各取締役の職務内容に鑑みて、無報酬又は、固定金額及びストック・オプションとして定めています。その支給水準については、経済情勢、当社の状況、各取締役の職務の内容を参考にして相当と思われる金額を限度としております。

執行役については、各執行役の職務内容に鑑みて、基本報酬、業績連動型報酬、ストック・オプション、退職慰労金の組み合わせで定めております。業績連動型報酬については、売上高、EBITDA、キャッシュ・フロー及びその他の報酬委員会が適切と認める要素を業績判定要素とし、その達成状況に応じて変動させております。

各執行役の基本報酬を含む総報酬の支給水準については、経済情勢、当社の状況、各執行役の職務の内容を参考にして相当と思われる金額を限度としております。

取締役及び監査役及び執行役に支払った報酬及び財産上の利益の額

氏名	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)				連結報酬等の総額(百万円)
			基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
ロジャー・バーネット	取締役、代表執行役会長、社長兼CEO	提出会社	-	-	-	-	133
		シャクリーコーポレーション(連結子会社)	45	-	87	0	

(注) 1. 連結報酬等の総額が1億円以上の者に限定しております。

2. シャクリーコーポレーションの役員報酬については、期中平均レート of 1米ドル=82.92円で換算しております。

7) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金300万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

8) 取締役の員数

当社の取締役は3名以上とし、うち2名以上は社外取締役とする旨定款に定めております。

9) 取締役の選任・解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

10) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等をより機動的に行うことを目的とするものであります。

11) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、企業環境の変化に対応し機動的な経営を遂行するため、会社法第165条第21項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

12) 取締役及び執行役の責任免除

当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）及び執行役（執行役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

これは、取締役及び執行役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

13) 株主総会の特別決議要件

当社は会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	53	0	55	0
連結子会社	6	1	15	-
計	60	2	70	0

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるシャクリーU.S.ホールディングコーポレーションは、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているアーンスト アンド ヤング LLP（米国）に監査証明業務を委託しており、その報酬額は、984千ドルであります。

(当連結会計年度)

当社の在外連結子会社の一部は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているアーンスト アンド ヤング LLPに監査証明業務等を委託しており、その報酬額は、1,253千ドルであります。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社は、監査公認会計士等に対する非監査業務の報酬として、合意された手続業務等に対する対価を支払っています。

(当連結会計年度)

当社は、監査公認会計士等に対する非監査業務の報酬として、合意された手続業務等に対する対価を支払っています。

【監査報酬の決定方針】

特段の方針等は設けておりません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、定期的に講習会等に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,667	13,946
売掛金	1,791	2,680
商品及び製品	2,065	2,855
原材料及び貯蔵品	1,251	1,490
前払費用	446	595
繰延税金資産	859	1,725
その他	308	1,921
貸倒引当金	53	38
流動資産合計	16,337	25,176
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,540	2,875
減価償却累計額	1,005	1,280
建物及び構築物(純額)	1,534	1,595
機械及び装置	2,348	2,401
減価償却累計額	1,931	1,855
機械及び装置(純額)	417	545
車両運搬具	1,221	1,143
減価償却累計額	471	359
車両運搬具(純額)	750	784
工具、器具及び備品	775	859
減価償却累計額	694	753
工具、器具及び備品(純額)	80	106
建設仮勘定	52	59
その他	294	516
減価償却累計額	119	187
その他(純額)	175	328
有形固定資産合計	3,010	3,419
無形固定資産		
のれん	5,444	5,691
商標	3,141	3,594
その他	777	1,229
無形固定資産合計	9,363	10,515
投資その他の資産		
長期貸付金	158	157
長期前払費用	295	401
繰延税金資産	817	201
その他	571	658
投資その他の資産合計	1,841	1,418
固定資産合計	14,215	15,353
資産合計	30,553	40,529

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	937	2,088
1年内返済予定の長期借入金	2 897	2 925
1年以内のリース債務	468	423
未払売上割戻金	1,999	3,668
未払法人税等	419	1,529
未払費用	1,590	2,315
代理店研修会議費引当金	459	503
ポイント引当金	15	38
その他	1,161	2,088
流動負債合計	7,948	13,580
固定負債		
長期借入金	2 11,947	2 11,340
長期リース債務	2,001	2,213
退職給付引当金	867	916
役員退職慰労引当金	63	20
繰延税金負債	-	520
その他	1,019	762
固定負債合計	15,898	15,772
負債合計	23,847	29,353
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,296	100
資本剰余金	-	1,196
利益剰余金	8,495	11,276
自己株式	974	978
株主資本合計	8,816	11,593
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2	6
為替換算調整勘定	2,299	613
その他の包括利益累計額合計	2,296	606
新株予約権	186	189
純資産合計	6,706	11,176
負債純資産合計	30,553	40,529

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
売上高	23,688	30,981
売上原価	1 8,664	1 10,724
売上総利益	15,024	20,256
販売費及び一般管理費	2, 3 11,403	2, 3 15,088
営業利益	3,620	5,168
営業外収益		
受取利息	8	15
受取配当金	0	0
貸倒引当金戻入額	11	7
為替差益	12	38
その他	9	7
営業外収益合計	42	69
営業外費用		
支払利息	566	580
支払手数料	94	88
その他	70	35
営業外費用合計	731	704
経常利益	2,931	4,533
特別利益		
保険差益	-	6 545
特別利益合計	-	545
特別損失		
固定資産除却損	4 30	-
災害による損失	5 16	-
特別損失合計	47	-
税金等調整前当期純利益	2,884	5,078
法人税、住民税及び事業税	1,227	2,404
法人税等調整額	121	106
法人税等合計	1,349	2,297
当期純利益	1,535	2,780

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
当期純利益	1,535	2,780
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	4
為替換算調整勘定	55	1,686
その他の包括利益合計	1 55	1 1,690
包括利益	1,479	4,471
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,479	4,471

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,296	1,296
当期変動額		
資本金から剰余金への振替	-	1,196
当期変動額合計	-	1,196
当期末残高	1,296	100
資本剰余金		
当期首残高	-	-
当期変動額		
資本金から剰余金への振替	-	1,196
当期変動額合計	-	1,196
当期末残高	-	1,196
利益剰余金		
当期首残高	6,960	8,495
当期変動額		
当期純利益	1,535	2,780
自己株式の処分	0	-
当期変動額合計	1,535	2,780
当期末残高	8,495	11,276
自己株式		
当期首残高	974	974
当期変動額		
自己株式の取得	0	3
自己株式の処分	0	-
当期変動額合計	0	3
当期末残高	974	978
株主資本合計		
当期首残高	7,281	8,816
当期変動額		
当期純利益	1,535	2,780
自己株式の取得	0	3
自己株式の処分	0	-
当期変動額合計	1,534	2,777
当期末残高	8,816	11,593

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	2	2
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	4
当期変動額合計	0	4
当期末残高	2	6
為替換算調整勘定		
当期首残高	2,243	2,299
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	55	1,686
当期変動額合計	55	1,686
当期末残高	2,299	613
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,241	2,296
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	55	1,690
当期変動額合計	55	1,690
当期末残高	2,296	606
新株予約権		
当期首残高	180	186
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6	3
当期変動額合計	6	3
当期末残高	186	189
純資産合計		
当期首残高	5,221	6,706
当期変動額		
当期純利益	1,535	2,780
自己株式の取得	0	3
自己株式の処分	0	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	49	1,693
当期変動額合計	1,484	4,470
当期末残高	6,706	11,176

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,884	5,078
減価償却費	697	764
のれん償却額	435	456
貸倒引当金の増減額（ は減少）	11	16
受取利息及び受取配当金	9	15
支払利息	566	580
為替差損益（ は益）	1	23
有形固定資産除売却損益（ は益）	30	-
売上債権の増減額（ は増加）	40	726
たな卸資産の増減額（ は増加）	839	568
保険差益	-	545
災害損失	16	-
長期前払費用の増減額（ は増加）	94	95
仕入債務の増減額（ は減少）	15	914
未払費用の増減額（ は減少）	340	582
代理店研修会議費引当金の増減額（ は減少）	68	9
退職給付引当金の増減額（ は減少）	86	9
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少）	14	43
その他	607	853
小計	4,924	7,195
利息及び配当金の受取額	4	14
利息の支払額	561	707
法人税等の支払額	1,270	1,525
法人税等の還付額	202	-
保険金の受取額	-	545
災害損失の支払額	16	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,282	5,522
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	340	371
無形固定資産の取得による支出	187	473
従業員に対する貸付けによる支出	36	66
従業員に対する貸付金の回収による収入	4	80
長期性預金の預入による支出	1	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	560	831
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	920	893
リース債務の返済による支出	392	378
自己株式の取得による支出	0	3
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,313	1,275
現金及び現金同等物に係る換算差額	33	862
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	1,376	4,277
現金及び現金同等物の期首残高	8,285	9,662
現金及び現金同等物の期末残高	9,662	13,939

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 26社

主要な連結子会社名

日本シャクリーホールディングス(株)、日本シャクリー(株)、シャクリーU.S.ホールディングコーポレーション、シャクリー工業日本(株)、シャクリーコーポレーション、シャクリーU.S., L.L.C.、シャクリーインターナショナル インク、シャクリー(チャイナ)Co., Ltd.

当連結会計年度において、新日本シャクリー(株)(現日本シャクリー(株))、シャクリーワールドワイドPte.Ltd、シャクリーワールドワイドホールディングスPte.Ltd、シャクリーインディアPvt.Ltd'sを新たに設立したため連結の範囲に含め、また1社を清算しております。

主要な非連結子会社の名称等

該当ありません。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちシャクリー(チャイナ)Co.Ltd.及びシャクリーメキシコS.A.de C.V.の決算日は12月31日であり、連結財務諸表の作成に当たって、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 会計処理基準に関する事項

重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券・・・その他有価証券

時価のあるものは、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。

ロ たな卸資産・・・国内連結子会社は主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)、また在外子会社は先入先出法による低価法。

重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

建物及び構築物・・・定額法

機械装置及び車両運搬具・・・定率法

工具、器具及び備品・・・定率法

ただし、在外連結子会社については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物・・・5~45年

機械装置及び車両運搬具・・・2~6年

工具、器具及び備品・・・3~20年

ロ 無形固定資産・・・定額法

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(3年~8年)に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 代理店研修会議費引当金

販売代理店であるスーパーバイザーは特定計算期間において所定の販売目標を達成した場合に特定の国内または海外研修会議の参加資格を与えられます。代理店研修会議費引当金は計算期間内に参加資格を獲得するであろうスーパーバイザーに係る会社負担経費の見積額のうち、計算期間が当連結会計年度に対応する部分に係る見積額であります。

ハ ポイント引当金

一部の連結子会社は販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

二 退職給付引当金

当社及び国内連結子会社は、退職一時金制度に基づく従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における在籍従業員に係る自己都合要支給額を計上しております。

また、在外連結子会社については、退職年金制度に基づく従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異の処理については、平均残存勤務期間6.7年による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ホ 役員退職慰労引当金

役員の退任に伴う退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく必要額を計上しております。

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」に含めて計上しております。

のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

ロ 連結納税制度の適用

当社及び国内の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更）

（減価償却方法の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる当連結会計年度に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

1. 概要

(1) 連結貸借対照表上の取扱い

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を、税効果を調整の上、純資産の部(その他の包括利益累計額)に計上することとし、積立状況を示す額を負債(又は資産)として計上することとなります。

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書上の取扱い

数理計算上の差異及び過去勤務費用の当期発生額のうち、費用処理されない部分についてはその他の包括利益に含めて計上し、その他の包括利益累計額に計上されている未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分についてはその他の包括利益の調整(組替調整)を行うこととなります。

2. 適用予定日

平成25年4月1日以後開始する連結会計年度の期末から適用

3. 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表作成時において財務諸表に与える影響は、現在評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「減価償却費」に含めておりました「長期前払費用の償却額」はより明瞭に表示するため当連結会計年度より独立掲記することとしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「減価償却費」に表示していた792百万円は、「減価償却費」697百万円、「長期前払費用の増減額」94百万円として組替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 原材料及び貯蔵品に含まれる仕掛品の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
仕掛品	240百万円	280百万円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
投資有価証券	4,358百万円	5,014百万円

(注) 上記の投資有価証券は、連結子会社株式であり、連結貸借対照表には計上されておりません。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	897百万円	925百万円
長期借入金	11,947	11,340

3 特定融資枠契約の未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
特定融資枠契約額	4,000百万円	4,000百万円
借入実行残高	-	-
未実行残高	4,000	4,000

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
	14百万円	73百万円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
代理店研修会議費引当金繰入額	201百万円	322百万円
従業員給料・手当・賞与	3,774	4,626
退職給付費用	184	473

- 3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
	428百万円	467百万円

- 4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
建物及び構築物	30百万円	- 百万円
工具、器具及び備品	0	-
計	30	-

- 5 災害による損失は、平成23年 3月11日に発生した東日本大震災に係る見舞金であります。

- 6 保険差益は、連結子会社シャクリーコーポレーション(米国)のリース資産の損壊に係る保険金の受取に伴うものであります。

(連結包括利益計算書関係)

- 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	0百万円	6百万円
組替調整額	-	-
税効果調整前	0	6
税効果額	0	2
その他有価証券評価差額金	0	4
為替換算調整勘定：		
当期発生額	55	1,686
その他の包括利益合計	55	1,690

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	25,920	-	-	25,920
合計	25,920	-	-	25,920
自己株式				
普通株式(注)1,2	1,206	0	0	1,207
合計	1,206	0	0	1,207

(注)1.普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2.普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	186
	合計	-	-	-	-	-	186

(注)上記の新株予約権のうち、平成21年8月18日付与の第9回新株予約権及び平成22年3月2日付与の第9回の2新株予約権の一部については、権利行使日到来前のものが含まれております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	25,920	-	-	25,920
合計	25,920	-	-	25,920
自己株式				
普通株式(注)	1,207	5	-	1,212
合計	1,207	5	-	1,212

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加5千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	189
	合計	-	-	-	-	-	189

(注) 上記の新株予約権のうち、平成21年8月18日付与の第9回新株予約権及び平成22年3月2日付与の第9回の2新株予約権の一部については、権利行使日到来前のものが含まれております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
現金及び預金勘定	9,667百万円	13,946百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	5	6
現金及び現金同等物	9,662	13,939

2 重要な非資金取引の内容

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産	460百万円	473百万円
ファイナンス・リース取引に係る負債	477	489

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、在外子会社における建物及び構築物、国内子会社における車両運搬具であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計処理基準に関する事項 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1年内	254	406
1年超	515	651
合計	770	1,057

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、また資金調達については銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

長期貸付金は、米国関係会社の従業員に対する貸付金であり、これらについては信用リスクに晒されております。

投資有価証券である株式については、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は主に関係会社取得に係る資金調達であります。またファイナンスリース取引に係るリース債務は主に設備投資に係るものであります。営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは与信管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

長期貸付金は、米国関係会社の従業員に対する貸付金であり、定期的に残高管理を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券である株式については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、各社が適時に資金繰り計画を作成するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。また、不測の事態に備えて、コミットメントライン契約を結んでおります。なお金融機関との間に財務制限条項があります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	9,667	9,667	-
(2) 売掛金	1,791		
貸倒引当金 1	53		
	1,738	1,738	-
(3) 長期貸付金	158	156	2
(4) 投資有価証券 2	14	14	-
資産計	11,577	11,575	2
(1) 買掛金	937	937	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	897	897	-
(3) 1年以内のリース債務	468	465	3
(4) 未払売上割戻金	1,999	1,999	-
(5) 未払法人税等	419	419	-
(6) 長期借入金	11,947	11,947	-
(7) 長期リース債務	2,001	1,992	9
負債計	18,671	18,658	12

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	13,946	13,946	-
(2) 売掛金	2,680		
貸倒引当金 1	18		
	2,662	2,662	-
(3) 長期貸付金	157	157	0
(4) 投資有価証券 2	20	20	-
資産計	16,786	16,786	0
(1) 買掛金	2,088	2,088	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	925	925	-
(3) 1年以内のリース債務	423	420	2
(4) 未払売上割戻金	3,668	3,668	-
(5) 未払法人税等	1,529	1,529	-
(6) 長期借入金	11,340	11,340	-
(7) 長期リース債務	2,213	2,201	11
負債計	22,189	22,174	14

1. 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。
2. 投資有価証券は連結貸借対照表上、投資その他の資産「その他」に含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価は、取引所の相場によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 買掛金、(4) 未払売上割戻金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(6) 長期借入金

これらは、変動金利であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年以内のリース債務、(7) 長期リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	9,667	-	-	-
売掛金	1,738	-	-	-
長期貸付金	53	91	13	-
合計	11,458	91	13	-

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	13,946	-	-	-
売掛金	2,662	-	-	-
長期貸付金	42	90	24	-
合計	16,650	90	24	-

3. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	897	897	897	897	9,256	-
リース債務	468	285	346	126	127	1,115
合計	1,365	1,182	1,243	1,023	9,383	1,115

当連結会計年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	925	925	925	925	8,564	-
リース債務	423	393	394	148	151	1,125
合計	1,348	1,318	1,319	1,073	8,715	1,125

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成24年3月31日)

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	14	10	3
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	合計	14	10	3

当連結会計年度(平成25年3月31日)

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	20	10	10
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	合計	20	10	10

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として、退職年金制度及び退職一時金制度を採用しています。なお確定給付型の制度の他、確定拠出型の制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
(1) 退職給付債務(百万円)	2,638	3,246
(2) 年金資産(百万円)	1,100	1,513
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(百万円)	1,537	1,733
(4) 未認識数理計算上の差異(百万円)	669	815
(5) 未認識過去勤務債務(百万円)	-	-
(6) 連結貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5) (百万円)	868	917
(7) 前払年金費用(百万円)	-	-
(8) 未払費用(百万円)	1	1
(9) 退職給付引当金(6)-(7)+(8)(百万円)	867	916

(注) 当社及び国内連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
(1) 勤務費用(百万円)	69	94
(2) 利息費用(百万円)	93	97
(3) 期待運用収益(百万円)	72	84
(4) 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	27	165
(5) 過去勤務債務の費用処理額(百万円)	6	-
(6) その他(百万円)	78	204
退職給付費用(百万円)	203	477

(注) 1. 簡便法を採用している会社の退職給付費用は、「勤務費用」に含めております。

2. 「(6) その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
在外連結子会社		
(1) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準	同左
(2) 割引率	5.5%	3.5%
(3) 期待運用収益率	7.0%	7.0%
(4) 数理計算上の差異の処理方法	平均残存勤務期間6.7年 にわたって定額法により 償却しております。	同左

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
一般管理費の株式報酬費用	6	3

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第4回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社関係会社の取締役 2名 当社関係会社の従業員 6名	当社執行役 1名 当社関係会社の執行役 1名 当社関係会社の従業員 2名	当社執行役 1名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 10,000株	普通株式 8,000株	普通株式 1,036,800株
付与日(割当日)	平成16年10月1日	平成17年7月8日	平成18年7月1日
権利確定条件	なし	なし	なし
対象勤務期間	発行総数の25%については対象勤務期間なし。他の25%については平成16年10月1日から平成17年9月30日。他の25%については平成16年10月1日から平成18年9月30日。残りの25%については平成16年10月1日から平成19年9月30日。	発行総数の33.3%については平成17年7月8日から平成19年7月7日。他の33.3%については平成17年7月8日から平成20年7月7日。残りの33.4%については平成17年7月8日から平成21年7月8日。	発行総数の33.3%については平成18年7月1日から平成19年6月30日。他の33.3%については平成18年7月1日から平成20年6月30日。残りの33.4%については平成18年7月1日から平成21年6月30日。
権利行使期間	自平成16年10月1日 至平成26年9月30日 ただし、新株予約権は、発行日から4年間、毎年25%ずつ行使可能になるが、発行日から10年経過した日以降は行使することはできない。	自平成19年7月8日 至平成27年7月7日 ただし、本新株予約権は、本新株予約権の発行日の2年後の日に付与された新株予約権の総数の33.3%が、本新株予約権の発行日の3年後の発行日の4年後の日に付与された新株予約権の33.4%が行使可能になるが、発行日から10年経過した日以降は行使することはできない	自平成19年7月1日 至平成28年6月30日 ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の1年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第9回の2新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社子会社のオフィサー 1名	当社子会社のオフィサー 1名	当社子会社のオフィサー 1名
株式の種類別のストック・ オプションの付与数(注)	普通株式 247,430株	普通株式 100,000株	普通株式 50,000株
付与日(割当日)	平成18年7月1日	平成21年8月18日	平成22年3月2日
権利確定条件	なし	なし	なし
対象勤務期間	発行総数の33.3%については平成18年7月1日から平成19年6月30日、他の33.3%については平成18年7月1日から平成20年6月30日、残りの33.4%については平成18年7月1日から平成21年6月30日、	発行総数の33.3%については平成21年8月18日から平成23年8月17日、他の33.3%については平成21年8月18日から平成24年8月17日、残りの33.4%については平成21年8月18日から平成25年8月17日、	発行総数の33.3%については平成22年3月2日から平成24年3月1日、他の33.3%については平成22年3月2日から平成25年3月1日、残りの33.4%については平成22年3月2日から平成26年3月1日、
権利行使期間	自平成19年7月1日 至平成28年6月30日 ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の1年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない、	自平成23年8月18日 至平成31年8月17日 ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の4年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない、	自平成24年3月2日 至平成32年3月1日 だ ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の4年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない、

(注) 株式数に換算しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成25年3月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回 ストック・ オプション	第3回 ストック・ オプション	第4回 ストック・ オプション	第7回 ストック・ オプション	第8回 ストック・ オプション	第9回 ストック・ オプション	第9回の2 ストック・ オプション
権利確定前 (株)							
前連結会計年度末	-	-	-	-	-	66,700	33,350
付与	-	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	33,300	16,650
未確定残	-	-	-	-	-	33,400	16,700
権利確定後 (株)							
前連結会計年度末	12,000	100,000	12,000	1,036,800	247,430	33,300	16,650
権利確定	-	-	-	-	-	33,300	16,650
権利行使	-	-	-	-	-	-	-
失効	2,000	100,000	4,000	-	-	-	-
未行使残	10,000	-	8,000	1,036,800	247,430	66,600	33,300

単価情報

	第2回 ストック・ オプション	第3回 ストック・ オプション	第4回 ストック・ オプション	第7回 ストック・ オプション	第8回 ストック・ オプション	第9回 ストック・ オプション	第9回の2 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	1,430	1,343	1,050	1,313	1,071	747	598
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な評 価単価(円)	-	-	-	121	171	161	112

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションはありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	5百万円	6百万円
投資有価証券評価損否認	13	13
賞与引当金損金算入限度超過額	313	488
未払有給休暇	56	69
代理店研修会議費引当金否認	249	289
たな卸資産評価損等	26	23
未払事業税等否認	123	115
退職給付引当金損金算入限度超過額	316	331
研究開発費否認	56	69
未確定債務	396	723
繰越欠損金	145	136
その他	1,487	1,717
繰延税金資産小計	3,190	3,986
評価性引当額	531	1,249
繰延税金資産合計	2,658	2,736
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1	3
その他	981	1,325
繰延税金負債合計	982	1,329
繰延税金資産(負債)の純額	1,676	1,406

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	859百万円	1,725百万円
固定資産 - 繰延税金資産	817	201
固定資産 - 繰延税金負債	-	520

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.5%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5	2.0
外国子会社の税率差異	2.3	6.0
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.4	-
その他	0.1	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.8	45.2

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 当社の連結子会社である日本シャクリー株式会社の全事業

事業の内容 栄養補給食品等の製造販売

(2) 企業結合日

平成25年3月1日

(3) 企業結合の法的形式

日本シャクリー株式会社(当社の連結子会社)を分割会社、新日本シャクリー株式会社(平成24年12月18日設立、当社の連結子会社)を承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

新日本シャクリー株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

承継会社が栄養補給食品、化粧品等のパーソナルケア製品、洗剤等のホームケア製品等の製造、販売業務を行い、分割会社が承継会社の株式の管理、対外的な金融関連取引等を行うことにより、分割会社及び承継会社がそれぞれの機能に特化し、より効率的な当社グループ事業の運営を図ることを目的としております。

なお、平成25年3月1日付をもって、分割会社は「日本シャクリーホールディングス株式会社」に、承継会社は「日本シャクリー株式会社」にそれぞれ商号を変更いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

一部の国内子会社の建物の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を資産除去債務としております。

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

なお、敷金残高のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額は、前連結会計年度は85百万円、当連結会計年度は85百万円であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主に栄養補給食品等を生産・販売しており、国内及び海外においては北米、アジア地域にそれぞれ現地法人を通じて事業活動を展開しております。

グループの管理体制においては日本、北米、その他アジアの地域的区分において経営戦略、製品開発計画を立案し、業績評価を行っております。

従って当社グループは、経営管理単位を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」、「北米」、「その他アジア」を報告セグメントとしております。各報告セグメントでは、栄養補給食品のほかパーソナルケア製品及びホームケア製品を生産・販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注)2	連結財務諸表 計上額 (注)3
	日本	北米	その他 アジア (注)1	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	7,092	11,390	5,206	23,688	-	23,688
セグメント間の内部売上高又は振替高	126	2,813	-	2,940	2,940	-
計	7,218	14,204	5,206	26,629	2,940	23,688
セグメント利益	1,960	1,294	489	3,744	123	3,620
セグメント資産	23,059	19,631	4,622	47,313	16,760	30,553
セグメント負債	16,178	16,775	4,699	37,654	13,806	23,847
その他の項目						
減価償却費	326	328	45	700	-	700
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	550	333	120	1,004	-	1,004

(注)1. 「その他アジア」の区分は、日本以外のアジア地域の現地法人の事業活動であります。

2. 「セグメント利益」、「セグメント資産」、「セグメント負債」の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注)2	連結財務諸表 計上額 (注)3
	日本	北米	その他 アジア (注)1	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	6,933	11,836	12,211	30,981	-	30,981
セグメント間の内部売上高又は振替高	285	4,266	-	4,551	4,551	-
計	7,218	16,103	12,211	35,533	4,551	30,981
セグメント利益	1,640	716	3,143	5,500	331	5,168
セグメント資産	23,602	18,124	11,133	52,860	12,330	40,529
セグメント負債	15,910	14,153	8,757	38,821	9,468	29,353
その他の項目						
減価償却費	305	377	84	767	-	767
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	472	713	243	1,429	-	1,429

(注)1. 「その他アジア」の区分は、日本以外のアジア地域の現地法人の事業活動であります。

2. 「セグメント利益」、「セグメント資産」、「セグメント負債」の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報（単位：百万円）

	栄養補給食品	その他	合計
外部顧客への売上高	20,937	2,751	23,688

2．地域ごとの情報

(1) 売上高（単位：百万円）

日本	米国	中国	その他	合計
7,092	10,399	4,181	2,015	23,688

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産（単位：百万円）

日本	米国	その他	合計
936	1,835	238	3,010

3．主要な顧客ごとの情報

単一の顧客で外部顧客への売上高の10%以上を占める顧客はありません。

当連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報（単位：百万円）

	栄養補給食品	その他	合計
外部顧客への売上高	27,158	3,823	30,981

2．地域ごとの情報

(1) 売上高（単位：百万円）

日本	米国	中国	その他	合計
6,933	10,869	10,291	2,887	30,981

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産（単位：百万円）

日本	米国	その他	合計
957	2,029	432	3,419

3．主要な顧客ごとの情報

単一の顧客で外部顧客への売上高の10%以上を占める顧客はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	日本	北米	その他アジア	全社・消去	合計
当期償却額	-	435	-	-	435
当期末残高	-	5,444	-	-	5,444

当連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	日本	北米	その他アジア	全社・消去	合計
当期償却額	-	456	-	-	456
当期末残高	-	5,691	-	-	5,691

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員 の 近親者	C.E.パー ネット	-	-	投資助言 サービス業	-	投資助言 サービス	投資助言 サービス	27	その他流 動負債	-
役員 の 近親者	ヴィクター・ パーネット	-	-	子会社の取 締役	-	経営助言 サービス	経営助言 サービス	79	その他流 動負債	-

当連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員 の 近親者	ヴィクター・ パーネット	-	-	子会社の取 締役	-	経営助言 サービス	経営助言 サービス	82	その他流 動負債	23

（注）1．上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投資助言サービス料の支払については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(2) 経営助言サービス料の支払については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
1株当たり純資産額	263.82円	444.70円
1株当たり当期純利益金額	62.12円	112.54円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	- 円	112.53円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(百万円)	1,535	2,780
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	1,535	2,780
期中平均株式数(千株)	24,712	24,710
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	3
(うち新株予約権)	(-)	(3)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権7種類(新株予約権の数1,558,230個)。 新株予約権の概要は「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権5種類(新株予約権の数1,402,230個)。 同左

(重要な後発事象)

自己の株式の取得

当社は、平成25年5月15日付で、アールエイチジェイ・インターナショナル・エスエーが保有する当社の普通株式を、当社の株主総会の承認を条件として、取得することに関し株式買取契約をアールエイチジェイ・インターナショナル・エスエー及びシルバー・ファミリー・ホールディングス・エルエルシーとの間で締結いたしました。本件は平成25年6月25日開催の定時株主総会にて承認されました。

なお、詳細につきましては以下のとおりであります。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社事業の安定的かつ長期的な成長及び株主価値のさらなる向上を実現するため

2. 取得する株式

アールエイチジェイ・インターナショナル・エスエーが保有する当社の普通株式

3. 取得する株式の総数

10,128,000株

4. 株式の取得価額の総額

5,064,000,000円及び利息相当額(利息相当額は最大で72,010,080円)

5. 取得する期間

平成25年6月25日から平成25年6月28日まで

6. 取得の方法

当社は、アールエイチジェイ・インターナショナル・エスエーに対し、4,051,200,000円を本件自己株式取得に係る取得日に、1,012,800,000円を、3年間で、当該金額の延払いに対する利息相当額とともに支払います。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	897	925	2.0	-
1年以内に返済予定のリース債務	468	423	2.3	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	11,947	11,340	2.2	平成26年～28年
長期リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,001	2,213	4.2	平成26年～36年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	15,314	14,901	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	925	925	925	8,564
リース債務	393	394	148	151

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	6,569	13,644	21,452	30,981
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	931	1,825	2,911	5,078
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	485	936	1,580	2,780
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	19.67	37.91	63.95	112.54

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	19.67	18.24	26.04	48.59

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	278	2,053
未収入金	2 254	2 190
未収還付法人税等	-	310
繰延税金資産	7	14
流動資産合計	540	2,568
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	1 4,328	1 4,328
関係会社長期貸付金	-	700
繰延税金資産	44	40
投資その他の資産合計	4,372	5,068
固定資産合計	4,372	5,068
資産合計	4,912	7,636
負債の部		
流動負債		
未払金	2 9	2 20
未払費用	-	56
未払法人税等	21	-
その他	56	5
流動負債合計	87	82
負債合計	87	82
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,296	100
資本剰余金		
その他資本剰余金	-	1,196
資本剰余金合計	-	1,196
利益剰余金		
利益準備金	324	324
その他利益剰余金		
別途積立金	3,000	3,000
繰越利益剰余金	993	3,723
利益剰余金合計	4,317	7,047
自己株式	974	978
株主資本合計	4,638	7,364
新株予約権	186	189
純資産合計	4,824	7,553
負債純資産合計	4,912	7,636

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業収益		
配当金収入	200	2,850
営業収益合計	200	2,850
売上総利益	200	2,850
販売費及び一般管理費	131	160
営業利益	68	2,689
営業外収益		
受取利息	-	0
その他	1	1
営業外収益合計	1	1
経常利益	70	2,691
税引前当期純利益	70	2,691
法人税、住民税及び事業税	192	36
法人税等調整額	152	2
法人税等合計	40	38
当期純利益	111	2,729

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,296	1,296
当期変動額		
資本金から剰余金への振替	-	1,196
当期変動額合計	-	1,196
当期末残高	1,296	100
資本剰余金		
その他資本剰余金		
当期首残高		-
当期変動額		
資本金から剰余金への振替	-	1,196
当期変動額合計	-	1,196
当期末残高	-	1,196
資本剰余金合計		
当期首残高		-
当期変動額		
資本金から剰余金への振替	-	1,196
当期変動額合計	-	1,196
当期末残高	-	1,196
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	324	324
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	324	324
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	3,000	3,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,000	3,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	882	993
当期変動額		
当期純利益	111	2,729
自己株式の処分	0	-
当期変動額合計	111	2,729
当期末残高	993	3,723
利益剰余金合計		
当期首残高	4,206	4,317
当期変動額		
当期純利益	111	2,729
自己株式の処分	0	-
当期変動額合計	111	2,729
当期末残高	4,317	7,047

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)
自己株式		
当期首残高	974	974
当期変動額		
自己株式の取得	0	3
自己株式の処分	0	-
当期変動額合計	0	3
当期末残高	974	978
株主資本合計		
当期首残高	4,527	4,638
当期変動額		
当期純利益	111	2,729
自己株式の取得	0	3
自己株式の処分	0	-
当期変動額合計	110	2,726
当期末残高	4,638	7,364
新株予約権		
当期首残高	180	186
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6	3
当期変動額合計	6	3
当期末残高	186	189
純資産合計		
当期首残高	4,708	4,824
当期変動額		
当期純利益	111	2,729
自己株式の取得	0	3
自己株式の処分	0	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6	3
当期変動額合計	116	2,729
当期末残高	4,824	7,553

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

当社は、連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
関係会社株式	4,328百万円	4,328百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
連帯債務(偶発債務)	12,845百万円	12,266百万円

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
流動資産		
未収入金	254百万円	190百万円
流動負債		
未払金	8	6

3 偶発債務

次の関係会社の金融機関からの借入に対し、当社は連帯債務者となっております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
日本シャクリー株式会社	12,845百万円	日本シャクリーホールディングス株式会社 12,266百万円

(損益計算書関係)

1 一般管理費に属する費用の割合は前事業年度及び当事業年度ともに100%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
支払手数料	43百万円	31百万円
株式報酬費用	6	3
会計監査報酬	53	55
弁護士報酬	13	48
株式関係費	11	14

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成23年 4月 1日 至平成24年 3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株 式数(千株)	当事業年度増加株 式数(千株)	当事業年度減少株 式数(千株)	当事業年度末株式 数(千株)
普通株式 (注) 1, 2	1,206	0	0	1,207
合計	1,206	0	0	1,207

(注) 1 . 普通株式の自己株式の株式数の増加 0 千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 . 普通株式の自己株式の株式数の減少 0 千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

当事業年度(自平成24年 4月 1日 至平成25年 3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株 式数(千株)	当事業年度増加株 式数(千株)	当事業年度減少株 式数(千株)	当事業年度末株式 数(千株)
普通株式 (注)	1,207	5	-	1,212
合計	1,207	5	-	1,212

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 5 千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(有価証券関係)

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は4,328百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は4,328百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	74百万円	80百万円
新株予約権	66	67
その他	10	20
繰延税金資産小計	151	169
評価性引当額	99	114
繰延税金資産合計	51	54
繰延税金資産(負債)の純額	51	54

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.5%	38.0%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	114.9	40.2
評価性引当額	23.0	0.6
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	11.8	-
連結納税制度における法人税率との差額	18.3	-
その他	0.4	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	57.5	1.4

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
1株当たり純資産額	187.70円	298.07円
1株当たり当期純利益金額	4.49円	110.47円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	- 円	110.45円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(百万円)	111	2,729
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	111	2,729
期中平均株式数(千株)	24,712	24,710
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	3
(うち新株予約権)	(-)	(3)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権7種類(新株予約権の数1,558,230個)。 新株予約権の概要は「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権5種類(新株予約権の数1,402,230個)。 同左

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	-
預金の種類	
当座預金	2,051
普通預金	0
別段預金	1
小計	2,053
合計	2,053

未収入金

区分	金額(百万円)
日本シャクリーホールディングス株式会社	124
日本シャクリー株式会社	57
シャクリー工業日本株式会社	8
合計	190

固定資産

関係会社株式

区分	金額(百万円)
シャクリーUSホールディングコーポレーション	3,523
日本シャクリーホールディングス株式会社	804
合計	4,328

関係会社長期貸付金

区分	金額(百万円)
日本シャクリー株式会社	700
合計	700

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取・売渡し手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第38期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月26日関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成24年6月26日関東財務局長に提出。
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第39期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月8日関東財務局長に提出。
（第39期第2四半期）（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月14日関東財務局長に提出。
（第39期第3四半期）（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月14日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
平成24年6月28日関東財務局長に提出。
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表者の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。
- (5) 臨時報告書
平成24年6月29日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。
- (6) 臨時報告書
平成25年2月15日関東財務局長に提出。
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。
- (7) 臨時報告書
平成25年3月26日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（臨時株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月25日

シャクリー・グローバル・グループ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 相澤 範忠 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 田中 葉子 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシャクリー・グローバル・グループ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シャクリー・グローバル・グループ株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年5月15日付で、株主総会の承認を条件として主要株主であるアールエイチジェイ・インターナショナル・エスエーが保有する会社の普通株式（自己株式）を買い取る契約を、会社、アールエイチジェイ・インターナショナル・エスエー及びシルバー・ファミリー・ホールディングス・エルエルシーとの間で締結し、本件は平成25年6月25日開催の定時株主総会にて承認された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、シャクリー・グローバル・グループ株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、シャクリー・グローバル・グループ株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月25日

シャクリー・グローバル・グループ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 相澤 範忠 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 田中 葉子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシャクリー・グローバル・グループ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シャクリー・グローバル・グループ株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年5月15日付で、株主総会の承認を条件として主要株主であるアールエイチジェイ・インターナショナル・エスエーが保有する会社の普通株式（自己株式）を買い取る契約を、会社、アールエイチジェイ・インターナショナル・エスエー及びシルバー・ファミリー・ホールディングス・エルエルシーとの間で締結し、本件は平成25年6月25日開催の定時株主総会にて承認された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。